

## フリーター、ニート等若者の人間力の強化の推進

### 1 フリーター25万人常用雇用化プランの推進 137億円

#### (1) ジョブカフェ等によるきめ細かな就職支援 26億円

若年者のためのワンストップサービスセンター（ジョブカフェ）において、フリーター向けのセミナーを充実するなど、若者の状況に応じたきめ細かな就職支援を実施する。

#### (2) フリーター常用就職支援事業の強化 6.3億円

フリーターの常用雇用化を促進するため、全国のハローワークにおいて、若年者ジョブサポーター等の担当制による一貫した就職支援を拡充実施する。

#### (3) 若年者試行雇用事業の拡充 99億円

若年者試行雇用事業について対象者数を拡充するとともに、新たに長期若年無業者等を対象に、働く自信と意欲を高めつつ、段階的に常用雇用への移行を促進するため、短時間勤務による試行雇用事業を実施する。

対象者数 60,000人 → 66,000人

#### (4) フリーターの正社員登用の促進（新規） 19百万円

経済団体の協力によるモデル事業の推進等により、フリーター正社員登用に取り組む企業の拡大を図る。

#### (5) 若者に対する農業就業の支援 97百万円

フリーター等の若者に対し職業指導を通じて、農業で働くことについての意識の明確化を図るとともに、農業への就業を希望する者に対しては、情報提供や農業研修のあっせん等により農業への就業を支援する。

### 2 若者の働く意欲や能力を高めるための総合的な取組 63億円

#### (1) 若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備（新規）

4.7億円

全国のハローワーク、ヤングワークプラザ等において、専門的人材によるカウンセリングサービスを提供する体制を整備し、若者の就業をめぐる悩みに的確に対応する。

**(2) 無償の労働体験等を通じての就職力強化事業（ジョブパスポート事業）  
の充実** **1. 5億円**

ボランティア活動など無償の労働体験の活動実績を記録し、企業の採用選考に反映されるよう、「ジョブパスポート」の普及、内容の充実を図る。

**(3) 若者の人間力を高めるための国民運動の充実** **1. 9億円**

若者の雇用問題についての国民各層の関心を喚起し、若者に働くことの意義を実感させ、働く意欲・能力を高めるため、経済界、労働界、教育界、地域社会、政府等の関係者が一体となって取り組む国民運動の充実を図る。

**3 学生から職業人への円滑な移行の実現** **19百万円**

**(1) 若者の募集採用方法等の見直しの推進（新規）** **19百万円**

若者の就職機会の拡大、公平性の確保等を促す観点から、経済団体の協力によるモデル事業の推進等、若者の募集採用方法等の見直しの取組を推進する。

## 地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進（拡充）

平成18年度予定額 2,575 (2,556) 百万円

### 1 趣旨、目的

若年者の職業意識の変化や企業の人材ニーズの変化を背景にして、フリーター等不安定就労者が増加基調にある中、若年者のためのワンストップサービスセンター（以下、「センター」という。）においてもフリーターの常用雇用化、ひいては減少の流れを確かなものとする観点から、就職支援機能等の一層の強化を図ることが必要である。

このため、若年者地域連携事業により、フリーターに重点化した就職支援サービスの充実を図る。

### 2 事業の内容

#### (1) 地域の関係者との連携による若年者地域連携事業の展開

都道府県、経済団体をはじめとする地域の関係者による効果的な若年者雇用対策の推進のため、センター等に委託実施する若年者地域連携事業により、フリーターに対する就職支援機能の拡充を図る。

##### ① 脱フリーター支援セミナーの実施

フリーターの常用就職支援に資するプログラム（自己発見、気づきのための経験・交流、グループワーク型等）による3日間程度のセミナー等の取組を推進する。

##### ② フリーターに重点化した職場体験、就職相談等の実施

#### (2) 地域の関係者とハローワークの連携

都道府県の要請に応じ、ハローワークをセンターに併設し、若年者を対象とした職業紹介を行う。

## フリーター常用就職支援事業の強化（新規）

平成18年度予定額 633 ( )百万円

### 1. 目的

フリーター等に対しては、大都市部（東京・神奈川・愛知・大阪・兵庫）に設置しているヤングワークプラザを中心として、個別の職業指導等就職支援を実施しているところであるが、フリーターの常用雇用化、ひいては減少の流れを確かなものとするため、全国のハローワークにおいても、フリーターを対象として、常用雇用促進に向けた就職支援機能の強化を図ることとする。

### 2. 事業の内容

全国のハローワークにおいて、広くフリーターを対象に、ヤングジョブスポット等関係機関とも連携しつつ、若年者ジョブサポーター等の担当制による、常用雇用化に向けた一貫した就職支援措置を拡充実施する。

具体的には、支援対象者ごとの課題に応じ、就職活動の目標、具体的支援メニュー（以下(1)の支援策の適切な組み合わせ）を盛り込んだ就職支援プランを作成、就職に向けた認識の深化を図りつつ、同プランに基づく支援措置を展開する。

#### (1) 各種支援策の実施

- ① 就職活動技法等に係る助言（フリーターとしての職務経歴中正社員就職に当たっての強み分析、ジョブパスポート活用、企業へのPR方法等に係る助言）
- ② 常用求人に係る個別求人開拓
- ③ 継続的な求人情報提供
- ④ フリーターを対象とした合同選考会の開催
- ⑤ 職業相談・職業紹介
- ⑥ 就職後の職場定着指導 等

#### (2) 「若年者ジョブサポーター」の配置

全国の一定規模以上のハローワークに、フリーターの常用雇用化に係る就職支援業務を担当する「若年者ジョブサポーター」（210名）を増置し、フリーター常用就職支援事業を効果的に推進する。

## 若年者試行雇用事業の拡充

平成18年度予定額 9,750(9,000)百万円

### 1. 趣旨・目的

若年者トライアル雇用事業は、トライアル雇用終了者の8割が常用雇用へ移行するなど、若者の常用雇用の実現に大きな効果を上げていることから、フリーター25万人常用雇用化プランの一環として、フリーターを重点に事業を拡充し、トライアル雇用を通じ、なお一層、早期の常用雇用の実現を図ることとする。

### 2. 事業内容

#### (1) 試行雇用奨励金の支給

ハローワークに求職申込みをしており、職業経験、技能、知識等の状況から適当と判断される者を対象としてトライアル雇用を実施する事業主に対し、試行雇用奨励金（1月1人当たり5万円）を最大3ヶ月支給する。（対象者数：17年度60,000人⇒18年度：65,000人）

## 長期若年無業者等（ニート）向け試行雇用事業の創設（新規）

平成18年度予定額 150(0) 百万円

### 1. 趣旨、目的

学校にも行かず、職業訓練も受けず、働いていない若年無業者（ニート）については、平成16年に64万人と増加傾向にあり、後期若年層（25歳から34歳）のウエイトが徐々に高まるなど、滞留している状況が認められる。また、内閣府の「若年無業者に関する調査（中間報告）」（平成17年3月）によれば、若年無業者の過半数は過去に就業経験を持っていない状態にある。

これまで、若年失業者等については、若年者トライアル雇用を活用し、常用雇用の実現に向けた支援を行ってきたところであるが、これら無業状態が長期間継続していた者（以下「長期若年無業者等」という。）については、職業経験の不足に起因する、働く自信・意欲や能力の不足、フルタイムで働く生活リズムの未形成等から、当該事業を活用したとしても、直ちに常用雇用の就業機会を得ることは難しく、また、無理にフルタイムの就職をさせても継続できない可能性も高い。一方、事業主側にとっては、その受入や職場適応等についての不安感・負担感があることから、結果として、長期若年無業者等については、当該事業による支援が受けられていない状態にある。

このため、長期若年無業者等の働く自信と意欲を高めるとともに、事業主側に対する不安感・負担感等の軽減を図り、段階的に雇用を促進する観点から、長期若年無業者等について、フルタイムでなくとも、週20時間を下回らない所定労働時間であれば、トライアル雇用奨励金の支給対象とする新たな仕組み（「長期若年無業者等（ニート）向け試行雇用事業」）を設けることとする。

### 2. 事業内容

#### (1) 試行雇用奨励金の支給

ハローワークに求職申込みをしている35歳未満の若年求職者であって、学校卒業（中退を含む。）又は職業訓練修了後、若しくは、直近離職後3年以上就業経験がない者であって、直ちにフルタイムによる勤務が困難であると安定所長が判断した長期若年無業者等を対象にトライアル雇用を実施する事業主に対して、試行雇用奨励金（1月1人当たり5万円）を最大3ヶ月間支給する。（対象者数：1,000人）

# 若者の募集採用方法等の見直しの推進

平成18年度予定額 39 (0) 百万円

## 1. 趣旨、目的

フリーター、若年無業者の増加をはじめとする若年者雇用問題に対応する上で、意欲や自信の喚起、能力開発、具体的な就職機会の提供といった若者自身に対する支援が重要な課題であることはいうまでもないが、採用する企業の側の問題点、特に募集採用方法、雇用管理等の慣行が与える影響の大きさについても、多くの識者が指摘しているところである。

具体的には、大卒者については、

- ネットを通じた募集採用(就職)活動の比重が高まる中での学生、企業双方の消耗、学生のディスカレッジ、リアルな人間関係を通じた職業意識向上の制約
- また、一斉選考・内定により、一旦内定機会を逸した場合の他の就職機会確保の困難性

また、既卒者については、

- 学校卒業時を逃した場合の常用就職機会の制約
- とりわけ、一旦フリーターとなった場合の、企業の募集採用上のネガティブな評価等の問題が生じている。

こうした問題は、個々の若者の就職機会、企業の人材確保のチャンスを狭めるばかりか、能力や意欲に応じた職業選択という、公平性、公正性の観点からも課題を有するものである。また、2000年前後の「超氷河期」に学校を卒業した若者の失業、フリーター等の状態での滞留の要因ともなっていると見込まれるものであり、看過した場合、若年者雇用情勢の一層の悪化、社会活力の低下も懸念されるものである。

このため、若年者の就職機会の拡大・公平性の確保、計画的な能力開発等に資する「企業の募集採用方法」、さらには、フリーターの常用就職実現の有力な方途の一つとして期待される「フリーターの正社員登用」の取組について業界全体の合意形成を図りつつ、その普及に努めることとし、18年度は経済界と連携して、業種ごとの課題も踏まえた取組み事例の開発・普及に取り組むこととする。

## 2. 事業の内容

全国規模の業種別事業主団体(2団体)を選定。業界の状況を踏まえた、若者の募集採用方法等の課題把握・分析及びこれを踏まえた具体的取組を推進する。

- モデル事業の主な内容〈国からの委託により実施〉
  - ① 傘下企業の募集採用活動(フリーター正社員登用を含む)の実態、課題の把握・分析
  - ② 業界の実情、課題を踏まえた募集採用方法等の見直し、フリーター正社員登用の導入等に係る検討
  - ③ 団体としての若者の募集採用、教育訓練の具体的取組み(広報、業界研究会(自ら開催、大学等に講師派遣)、新入社員合同研修会の開催等)
  - ④ 取組み全体に係る報告書(傘下企業におけるフリーター正社員登用の導入状況、登用(採用)実績の把握を含む)の取りまとめ及び取組内容を踏まえた、若者の募集採用方法等の見直しの普及 等

# 若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備（新規）

平成18年度予定額 474 ( 0)百万円

## 1. 趣旨、目的

近年大きな社会問題となっている、フリーター等の増加は、本人にとっては技能知識の蓄積がなされず、将来の職業的、経済的自立が困難となることに加え、産業や社会を支える人材の育成が図られず、また、少子化の一層の進展の要因にもなりかねないなど、わが国経済社会に与える影響は甚大である。

こうした観点から、平成17年度より、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」の一環として、若者の働く意欲、自信の向上を図るための総合的な取組み「若者人間力強化プロジェクト」を推進し、社会参加と自立の促進を図ることとしているが、人間関係面など深い心の問題を抱える者も多いとされるこれら若者の社会参加、ひいては就職の実現を図る前提として、よりきめ細かい専門的支援を提供するシステムの構築が不可欠と考える。

このため、心理的な課題を抱える若者に対して、総合的・継続的な自立支援を行うため、地域レベルにおいて、専門的人材による心理面の支援や、精神保健福祉機関、学校等関係機関が緊密なネットワークを構築することが必要であり、職業安定機関としてもその一翼を担う立場から、就職を希望しながら心理面を含めた多様な悩み、課題を有する、フリーター層、早期離職者等を含めた若年求職者を対象に、それぞれの課題に応じた個別的、専門的サービス等を提供することとする。

## 2. 事業の内容

### ○ 若年者就職支援窓口等における心理面の専門的相談体制の整備

ヤングワークプラザ及び都市部のハローワークにおいて、臨床心理士等専門的人材を活用し、常時カウンセリングサービスを提供することにより、若年求職者の就職に関わる、メンタルな問題をはじめとする様々な悩み、課題に的確に対応する。

〔支援対象者〕

- ① 当該窓口の若年求職者中、就職実現に向け心理面の支援が重要な課題と考えられる者（臨床的措置を要する者を除く）
- ② 関係機関による支援ネットワークを通じ、就職の意思が明確化し、一定の準備が整った者として、他機関から当該窓口連絡があった者

〔対応する悩み〕

離職時等に生まれた挫折感の解消、面接等就職活動上の対人関係等に係る不安、就職後の職場の人間関係に係る不安、気分や生活リズムの不安定さ（昼夜逆転）等



〔具体的体制〕

臨床心理士等専門的な相談に必要な資格を有する者の委嘱により、常時カウンセリングサービス提供可能な体制（カウンセリングコーナー）を整備し、原則予約制により対応

〔実施箇所・規模〕

ヤングワークプラザ（5所）を含む、全都道府県の公共職業安定所本所において実施。

〔支援メニュー〕

- ① メンタル面に係る個別相談・専門的カウンセリング
- ② 就職意欲の向上等に向けたセミナー・グループワーク等、集团的支援

## 1. 趣旨・目的

若年人口の減少が見込まれる中で、依然として若年失業率は高い水準で推移するとともに、フリーターや若年無業者（ニート）が増加傾向にあり、こうした問題を解決する一つの手段として、これら若者の早い段階からの社会参加、ひいては就職に向けた意欲喚起等の取組みを強化することが重要となっている。

このため、関係機関の連携の下、若者を対象とした、ボランティア活動その他の社会活動の機会の創出を関係者に働きかけ、これに関わる情報を積極的に発信し、参画を促すとともに、これら活動の実績を記録する「ジョブパスポート」を開発し、学生生徒、フリーター、無業者などを含めた若者を広く対象に、求人企業、職業紹介機関等が適性、意欲、能力を評価できる仕組みとして、その普及を図っているところである。

平成18年度は、「ジョブパスポート」のさらなる普及を進めるとともに、その活用・普及に当たっての課題を分析、改善を図ることにより、「無償の労働体験等を通じての就職力強化事業（ジョブパスポート事業）」の一層の充実を図ることとする。

## 2. 事業内容

### (1) ジョブパスポート事業の改善に向けた実態把握・検討会議の開催

ジョブパスポート事業の一層の普及、有効活用を図るため、利用する若者自身をはじめ、企業、学校、ボランティア団体等を対象に、利用実態、利用ニーズ、運用上の課題を把握するため、アンケート調査、聞き取り調査等を行う。

さらに、有識者による「ジョブパスポート活用推進のための検討会議」を開催し、こうした調査の成果も踏まえ、ジョブパスポートを活用した就職成功事例の要因分析、ジョブパスポートに係る効果的な指導方法・研修プログラムの開発、企業、学校、ボランティア団体等に対するアプローチ方法など、さらなる効果的な活用促進方策について検討を行う。

### (2) ジョブパスポート支援システムの運用

若者、企業、学校、ボランティア団体等を対象に、ジョブパスポート様式の配信、記述活用方法・事例、マニュアル、FAQ等の基礎情報発信、ジョブパスポート記述・編集支援、記述情報の蓄積、労働体験機会その他関連情報の発信等の支援を効果的に行う「ジョブパスポート支援システム」を運用し、ジョブパスポートの効果的活用を促進する。

(3) ジョブパスポートを活用した募集採用等の普及

ジョブパスポートを活用した募集採用が普及するよう、パンフレット、ポスター等を作成し、企業をはじめ、若者、学校、ボランティア団体等に対する周知啓発を行う。

## 若者の人間力を高めるための国民運動の充実

平成18年度予定額 195 ( 198 )百万円

### 1. 趣旨・目的

若年無業者（ニート）、フリーターの増加をはじめとする若者の自立や雇用をめぐる問題は、若者自身のキャリア形成はもとより、我が国社会・経済システムに重大な影響を与えるものと指摘されているが、その解決に当たっては、単に若者自身の問題と捉えるのではなく、社会全体の問題として捉え、経済界、労働界、教育界、地域社会、政府等が一体となった取組みを進め、国民各層の関心を喚起し、行動を促すことが重要である。

今後、労働力人口の減少が見込まれる中で、これら問題の解決を通じ、若者の労働力率を高め、かつ質の高い労働力を供給することは、日本の国際競争力確保のためにも喫緊の課題である。

このため、関係各界、ひいては国民各層が総力を結集して、若者が、社会の中で人と交わり、自立した人間として力強く生きるための総合的な力である人間力を高め、働き、能力を最大限発揮することのできる社会を実現するため、社会全体が若者を積極的にサポートする、「若者の人間力を高めるための国民運動」を、平成17年度より推進しているところである。

平成18年度については、関係各界トップや有識者等の参集による「若者の人間力を高めるための国民会議」を中核に「若者の人間力を高めるための国民運動」を引き続き推進し、国民運動を全国的な、また、国民各層に行き渡る取組みに拡大すべく、さらなる広報・啓発活動に取り組むこととする。

### 2. 事業の概要

#### (1) 「若者の人間力を高めるための国民会議」の開催

経済界、労働界、教育界、地域社会等関係団体トップ、有識者等により構成される「若者の人間力を高めるための国民会議」を引き続き開催し、国民の目に直触れる形で、高い見識に基づく若者の人間力向上についての活発な議論を行い、各界各層の主体的な取組みを牽引する。

#### (2) 広報・啓発活動の推進

国民各層の若年者雇用に関する認識の深化、関心の喚起を図るとともに、自発的な取組みを促すため、「国民宣言」や各界各層の主体的な取組み事例、その他関連するメッセージ等を広く国民一般に発信、浸透するなど、広報活動を行う。

また、国民から事業企画を公募すること等により、国民の国民運動への参加意識の向上を図り、若者自身を含めた国民各層を対象とした各種イベント等を展開するなど、啓発活動を推進する。